

船舶事故調査報告書

平成24年5月10日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 庄 司 邦 昭
 委員 根 本 美 奈

事故種類	衝突
発生日時	平成23年8月28日（日） 10時25分ごろ
発生場所	熊本県上天草市鳩之釜 ^{はどのかま} 漁港西北西方沖 鳩之釜港三号防波堤南灯台から真方位289° 3,300m付近 （概位 北緯32° 35.4′ 東経130° 22.2′）
事故調査の経過	平成23年9月22日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 遊漁船 ^{へいせい} 平成丸、2.4トン KM3-51730（漁船登録番号）、個人所有 8.46m（Lr）×2.28m×0.80m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数70、平成4年5月 B モーターボート オカムラ ^{さんせい} Ⅲ世、5トン未満 293-29397熊本、個人所有 6.34m（Lr）×2.35m×1.01m、FRP ガソリン機関（船外機）、84.6kW、平成7年4月
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 79歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和62年9月10日 免許証交付日 平成18年11月7日 （平成24年9月9日まで有効） B 船長B 男性 64歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成4年3月19日 免許証交付日 平成18年10月27日 （平成24年3月18日まで有効）
死傷者等	A なし B 負傷 1人（船長Bが頸椎捻挫及び右下腿足関節打撲等）
損傷	A 船首部船底外板に擦過傷 B 船尾部左舷外板及び操舵室上部を破損
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、釣り客3人及び補助者1人を乗せ、鳩之釜漁港を出港して上天草市湯島南方で釣りを行った後、上天草市羽干島 ^{はほ} 西方に移動し、漂泊して釣りを行っていた。 船長Aは、上天草市黒島の南西方まで流されたので潮上り ^{のぼ} を始め、操舵室中央で立って手動操舵に当たり、約13ノットの速力で北北東進した。 船長Aは、前方や周囲の島などを見たり、操縦席の右前にあるGPSプ

	<p>ロッターの画面で釣り場の位置を確認したりしながら航行し、‘船首が浮上して船首方を見通すことができない死角’（以下「船首死角」という。）が生じていたものの、船首死角を補う見張りを行わずに航行した。</p> <p>船長Aは、鳩之釜漁港西北西方沖を北北東進中、平成23年8月28日10時25分ごろ、A船の船首部とB船の左舷船尾部とが衝突し、衝撃を受けてB船と衝突したことに気付いた。</p> <p>釣り客3人及び補助者は、操舵室右舷側の通路や前部甲板にいたが、いずれもB船に気付かなかった。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、07時00分ごろ熊本県宇城市戸馳^{とばせ}島北岸の係留地を出港して黒島南西方の釣り場で釣りを行った後、黒島北方の釣り場に移動し、機関を中立にして船首を西方に向け、漂泊して釣りを始めた。</p> <p>船長Bは、船尾甲板右舷側の椅子に右舷方を向いて腰を掛け、右舷方に釣り竿を出して釣りを行っていたとき、B船の左舷側（南方）800m付近にA船を視認したが、A船が漂泊中のB船を避けてくれるだろうと思い、釣りを続けた。</p> <p>船長Bは、魚が釣れたのでリールで巻き上げていたとき、背後から機関音がしたので振り返ったところ、左舷側至近に接近したA船を認め、機関の操縦ハンドルを後進一杯としたが、直後にA船と衝突した。</p> <p>船長Bは、海に投げ出されたがA船に救助され、来援した巡視艇に移乗して上陸後、病院に搬送された。</p> <p>B船は、A船により鳩之釜漁港にえい航された。</p>								
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期</p>								
<p>その他の事項</p>	<p>羽干島と黒島の間付近には、本事故当時、多数の釣り船が漂泊して釣りを行っていた。</p> <p>船長Bは、救命胴衣を着用していなかった。</p>								
<p>分析</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;">乗組員等の関与</td> <td style="width: 50%; padding: 5px;">あり</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">船体・機関等の関与</td> <td style="padding: 5px;">なし</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">気象・海象の関与</td> <td style="padding: 5px;">なし</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">判明した事項の解析</td> <td style="padding: 5px;"> <p>A船は、鳩之釜漁港西北西方沖を北北東進中、船長Aが、船首死角を補う適切な見張りを行っていなかったことから、前路で漂泊中のB船に気付かず航行し、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、鳩之釜漁港西北西方沖において漂泊して釣り中、船長Bが、釣れた魚をリールで巻き上げることに注意を向け、適切な見張りを行っていなかったことから、A船が接近していることに気付かず釣りを続け、A船と衝突したものと考えられる。</p> </td> </tr> </table>	乗組員等の関与	あり	船体・機関等の関与	なし	気象・海象の関与	なし	判明した事項の解析	<p>A船は、鳩之釜漁港西北西方沖を北北東進中、船長Aが、船首死角を補う適切な見張りを行っていなかったことから、前路で漂泊中のB船に気付かず航行し、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、鳩之釜漁港西北西方沖において漂泊して釣り中、船長Bが、釣れた魚をリールで巻き上げることに注意を向け、適切な見張りを行っていなかったことから、A船が接近していることに気付かず釣りを続け、A船と衝突したものと考えられる。</p>
乗組員等の関与	あり								
船体・機関等の関与	なし								
気象・海象の関与	なし								
判明した事項の解析	<p>A船は、鳩之釜漁港西北西方沖を北北東進中、船長Aが、船首死角を補う適切な見張りを行っていなかったことから、前路で漂泊中のB船に気付かず航行し、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、鳩之釜漁港西北西方沖において漂泊して釣り中、船長Bが、釣れた魚をリールで巻き上げることに注意を向け、適切な見張りを行っていなかったことから、A船が接近していることに気付かず釣りを続け、A船と衝突したものと考えられる。</p>								
<p>原因</p>	<p>本事故は、鳩之釜漁港西北西方沖において、A船が北北東進中、B船が漂泊して釣り中、両船が適切な見張りを行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>								

参考	<p>船長 A は、本事故後、A 船の操舵室天井に開口部を設け、同開口部から顔を出して船首方の見張りをを行うことにした。</p> <p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 船首死角が生じている場合は、船首を左右に振るなどして船首死角を補う適切な見張りをを行うこと。・ 漂泊して釣りをを行っている場合でも、周囲の適切な見張りをを行うこと。・ 救命胴衣を着用すること。
----	--